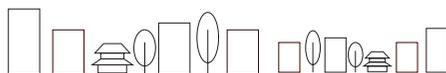




No.64

2024年 秋号



編集・発行 埼玉自治体問題研究所

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂 3-15-1 (県職気付)

TEL&FAX 048-822-9272

info@saitama-jitiken.com



渋沢栄一誕生の地・深谷市を案内してもらった。写真の「記念館」には、生い立ちと国立第一銀行(現・みずほ)、富岡製糸、鉄道はじめ約500もの事業に関わった偉人ぶりを際立たせる展示がされていた。

「何か、渋沢の哲学、テーマ性が弱いのでは？」と問うと「現代に通用する『道徳経済合一説』が語られてないね」の返事がきた。渋沢は「社会貢献や人の幸せの実現といった公益を追求しながら同時に利益を上げていく」という理念を伝えたかったはずだ。

金儲け第一、拝金主義蔓延の現代に、これこそ記念館が語ってほしいテーマではないか。多数の福祉、教育等の事業を支援し、晩年には「経済の平和は、民心の平和に基を置かねばならぬ」とまで語っている。今、公共を削ぐ政・財界の動きに対し、「近代日本経済の父に学べよ!」と言いたい。もちろん、朝鮮紙幣の肖像になった歴史上の役割も見落とせないが。

さて、1市3町合併で誕生した現深谷市。3町には各支所、公民館が別々にあったが、3町各々で1施設に統合され、何かと不便だそう。投票所も減らされ、徒歩40分超かかるので行かない高齢者も増えたそう。その公民館も指定管理が進み、近々に市職員は他の業務に異動とか。ただし、「随意指定」方式が残されて市出資の財団が受託しており、貸館業に陥る危険の一方で、「公民(=人権自覚ある市民)が育つ館」として再生の可能性に期待したい。残念なのは10園あった保育所が2園となり、他は民営化されたそう。

渋沢は、競争原理主義者でもあり、官営より民営を推奨した。理由は官営(国)による採算度外視の批判にあった。時代は変わり、公共の役割と財政支出を住民主権でコントロールできる憲法のもとにある。住民福祉の増進のための官営(公共)を住民参加で目指すべきである。それなら渋沢も納得するだろう。逆に現政府の、効果度外視の補助金バラマキ、軍事費浪費を厳しく指摘するだろう。

2024年秋号(64号)の紹介

- 12月保険証廃止と言うが・・・当面は安心を2
- 学校給食費無償化の現段階と自治体の課題7
- 公務員の給与・人事制度改編は自治体の未来と担い手に重大な影響 12



12月保険証廃止というが…当面は安心を知られてない「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」

埼玉県保険医協会 事務局 田中 優

今年12月に現在の健康保険証（以下、保険証）が廃止されることになっていきます。もう3カ月を切っています。しかし政府は保険証廃止後、国民や患者の各々の保険証が「どのようになっていくのか」という重要な案内をほとんどできていません。

それでも強行する保険証廃止方針の背景と、これからの保険証存続運動について、紹介します。

本稿では、現在発表されている政府方針などから、12月以降の予定を紹介しつつ、多くの方にとっては当面の間は安心していられることを説明します。そして、法的にもシステムとしても脆弱な問題、

※本稿は当面説明すべきことと、政府の責任放棄を今号に掲載し、今後の課題を「月報10月号に掲載します。なお、医療現場に起きている問題については、「住民と自治」9月号「医療DX推進は医療現場にどのような矛盾を広げているのか」が参考になります。

保険証が廃止されたらどうなる？

図表チャートを参照してください。

保険医協会には市民や患者から「12月以降、これからどうなるのか」との電話相談が連日寄せられています。「保険証は使え

なくなるのか」「マイナ保険証は作った方がよいのか」「資格確認書はいつ届くのか」などに

①手元の保険証は12月以降も使えます

12月の保険証廃止とは、正確には12月2日以降に新規の保険

証を交付しないということですので。手元の保険証はそのまま使い続けることができますので廃棄などしないでください。ただし使用できる期限があります。今年12月2日から1年間を経過措置期間と定めています。有効期限が先に到来する場合には有効期間までです。

具体的には、公務員の共済組合、中小企業の協会けんぽ、大企業の組合健保、などは2025年12月1日まで有効です（図1の例②・例④に該当）。

地域保険といわれる後期高齢者医療保険、市町村の国民健康保険は埼玉県では2024年8月から有効の保険証が交付されたばかりです。有効期限は2025年7月31日までとなります（図1の例①・例③に該当）。

保険証が廃止されたら資格確認書？マイナ保険証？



これからこのようになります… わかりづらくて心配ですね

現在(2024年9月)
 ・健康保険証のみ保有する方
 (マイナ保険証未手続)
 ・健康保険証とマイナ保険証と
 双方を保有する方

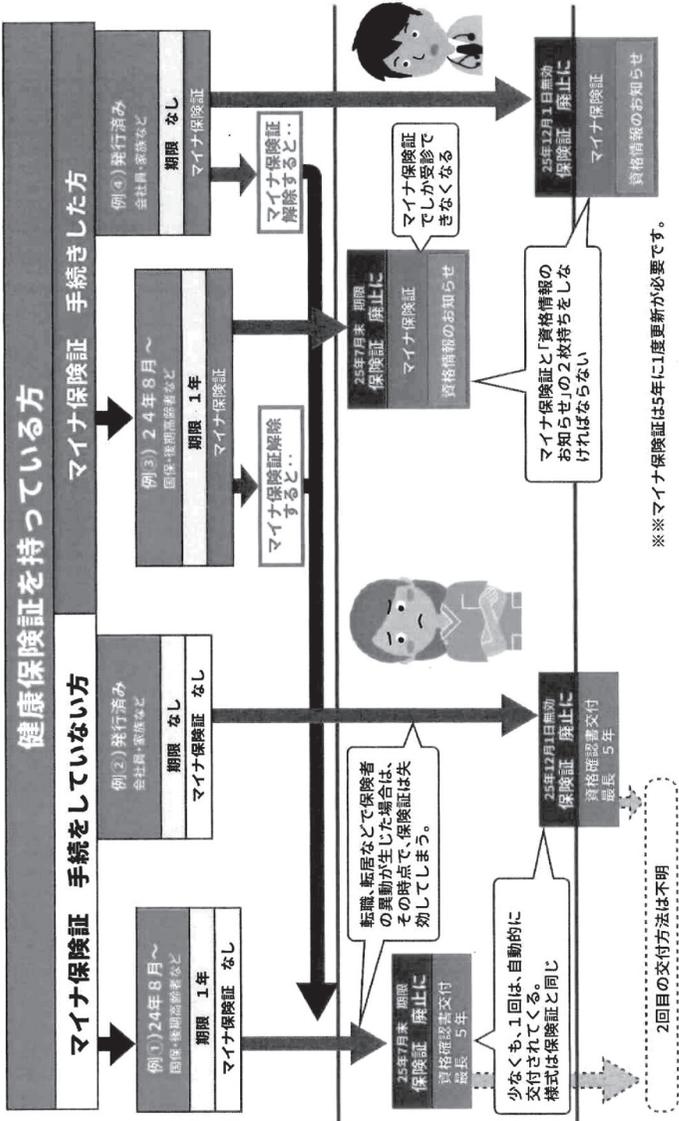
保険証 最後の発行
 10月マイナ保険証 解除
 受付開始

2024年12月1日
 保険証の廃止
 廃止後も最長一年
 経過措置

2025年12月1日
 経過措置終了
 ・資格確認書
 ・マイナ保険証+資格情報の
 お知らせ

例① または
 例② または

例③ または
 例④ または



保険証を存続すれば問題なし！

② 保険証期限が切れてもマイナ保険証は無理に作る必要ない

期限が切れた後、マイナ保険証を取得していない人（マイナンバーカードを所持しているが健康保険証の利用登録をしていない人も含む）には、交付済み（期限が切れる前）に、保険証に代わる「資格確認書」が加入する保険者から交付され、保険診療を受けることができます。そして、「当面の間」は申請することなく自動的に交付されます。

公務員の共済組合、中小企業の協会けんぽ、大企業の組合健保は2025年12月2日から有効の「資格確認書」がそれ以前に発行されます。後期高齢者、市町村国保は2025年8月1日から有効な資格確認書が7月頃に郵送されてきます（図1の例①・例②に該当）。

マイナ保険証を取得していなければ、保険証の期限が切れた後に自動的に資格確認書が届けられることになっています。従来どおり月1回受付にて証書を提示して受診をしたい方は「資

格確認書」の交付を受けていけば良いと思います。

資格確認書は現在の保険証と同じ材質、同じ大きさにて同じ内容が券面に記載されます。異なるの証書の名前が保険証でなく資格確認書になることだけです。保険証と同様の使用方法になります。

③ マイナ保険証を取得している場合

マイナ保険証を取得している「資格確認書」が交付されないことになっています。つまり、保険証の期限が切れた後、医療機関を受診する場合にはマイナ保険証にてカードリーダーを自ら操作しなければならなくなります。マイナ保険証は受診の都度操作が必要ですのでこれまで使用していない方には負担感が高いでしょう。マイナ保険証を取得した時には「受診する際には保険証をつかえばいい」と考えていた方には寝耳に水のような状況がやってきます。

またマイナ保険証を取得している方には「資格確認書」ではなく、「資格情報のお知らせ（保

険者によっては資格情報通知書とも言う）が、保険証の期限が切れる前に自動的に交付されます（図1の例③・例④に該当）。マイナ保険証が利用できない医療機関を受診する場合や、マイナ保険証のカードリーダーが不具合で資格確認ができない場合に提示することとされています。マイナ保険証利用者は「資格情報のお知らせ」との2枚持つことが必須です。

④ マイナ保険証の解除は10月から受付開始

今マイナ保険証を取得しているが、保険証の期限がきた後に「資格確認書」の交付を受けた方、マイナ保険証による受付を煩わしいと考える方には、マイナ保険証の解除ができることを紹介します。

加入する保険者に申請用紙を提出するだけです。取得時に得られたマイナポイントの返還を求められることはありません。10月から受付が開始される予定です（8月末の段階で解除申請の手続を告知している保険者はいないですが）。

解除は12月以降、いつでも申請できます。保険証の期限が切れるまでにある程度日に余裕をもって行っていけば「資格確認書」が交付されてくると思います。

⑤ 例外事項があり、注意を要します

①～④とは別に例外には注意が必要です。

まず、保険証の新規発行が停止される今年の12月2日以降に加入する保険が変わったり、結婚で氏名が変わったり、保険証を紛失した場合など、これまで保険証の再交付が必要になる場合です。

この場合、マイナ保険証を取得していない場合には「資格確認書」が交付され、マイナ保険証を取得している場合には「資格情報のお知らせ」が交付されます。後者の場合はその時からマイナ保険証によって医療機関の受付をすることになります。

また、限定的な事例ですが、現在74歳で12月以降に75歳を迎える方も注意を要します。これまでは75歳になれば自動的に後

現行保険証と資格確認書は同等 / マイナ保険証は「2枚持ち」に

■保険資格を証明する「保険証」の比較

	現行の保険証	マイナ保険証	資格確認書
交付方法	申請なしで交付届けられてくる	申請が必要	当面の間は、マイナ保険証を持たない者に申請なしで交付
有効期限	保険者によるなし・1年・2年	5年	保険者による。最長で5年埼玉の国保、後期高齢者は現状と同じく1年とする。協会けんぽは4年程の見込み。
医療情報の閲覧	不可（震災時は可）	可	不可
交付状況	100%	59%	これから発行
今後の計画	①今年12月1日廃止 12月2日以降新規発行なし	①マイナ保険証を持つ者に「資格情報のお知らせ」を交付 マイナ保険証と資格情報のお知らせと「2枚持ち」必須	①現行保険証の経過措置後に自動的に交付予定
	②発行済み保険証は最長1年（2025年12月1日迄）の経過措置あり	②現行保険証廃止後は、マイナ保険証でしか受診できない	②1度目の交付以降は、申請手続が未定
	③ただし、転居、転職、婚姻等で保険資格が変更すると経過措置は終了に	③解除手続、10月より。 申請用紙は加入の保険者にて準備。	③本則ルールでは、1年ごとに申請が必要。

編集：埼玉県保険医協会 24年9月作成

期高齢者医療保険の保険証が届けられてきましたが、今年の12月2日以降は、「資格確認書」か「資格情報のお知らせ」が届けられます。

⑥ マイナ保険証と資格確認書と保険証

3つの証書を比較したものが上表です。「今後の計画」欄に、注意点をまとめています。資格確認書については、本則

ルールでは「1年ごとに申請が必要」とありますが後述します。マイナ保険証の有効期限は5年です。この表では触れていませんが、期限が切れる前に自治体から郵送により注意喚起と更新案内が通知されます。マイナ保険証の更新をしない場合でも3カ月間マイナ保険証はそのまま使用することができます。それでも更新をしない方には資格確認書が交付されてくることになっています。

政府からの案内不足、説明不足

① 不安の原因……誤った説明、偏った説明

「12月2日から現行保険証は発行されなくなります」「マイナンバーカードをご利用ください」というメッセージを医療機関や薬局で見聞きした方もいると思います。

上の広告の他、医療機関や薬局からの呼びかけ策を講じました。これに込める一部の医療機関や薬局において冒頭のメッセージ案内が流されることになっていました。

5月～7月の3ヶ月間、政府は「マイナ保険証利用促進キャンペーン」の集中月間と位置づけて、テレビやインターネット

今年7月には後期高齢者医療保険、市町村国保から加入者に対して、保険証の郵送交付が行われましたが、同封の資料には保険証が廃止されマイナ保険証の利用を勧める記述ばかりであり、資格確認書に関する説明は

ごくわずかしかなかったりありません。

このように偏った説明が繰り返されてきたことで、患者や国民には不安や心配が広がっているものとみられます。

マイナ保険証でないと、受診できない、処方ができない、という説明は誤りです。

②責任を果たしていない政府

保険証廃止とは社会の隅々に行き渡っているインフラを解体していくに等しい作業です。保険証がどのように廃止されていき、どのような代替手段に移行して引き続き医療機関を受診していけるのか、これらを国民に説明する責任は政府や行政の他、保険証を発行する保険者にあります。

しかし、日本の国民皆保険の基盤である保険証は種類や発行方法が、職域と地域によりそれぞれ細分化されていますから、全国民に向けて一律に説明していくことはできません。保険者ごとにそれぞれ相応の時間と手間を要することは関係者であれば容易に想像することができます。

ものです。

それにもかかわらず、政府がこの1年で勧めてきたのは、マイナ保険証の利用率の向上を目的として「マイナ保険証を利用すれば患者の窓口負担金が安くなる」、「マイナ保険証の利用率の高い医療機関には支援金を払う」といった金銭インセンティブによる誘導策と公務員への利用の強制などの策です。

国民、医療機関にとって利便性が向上する事実を説明したり、マイナンバーカードやマイナポータルなどの仕組みの説明をするなどの本質的なことを怠ってきたといえます。社会インフラを転換させるための作業を怠ってきた責任は重大です。

これは見方を変えれば、現在のマイナ保険証システム（資格確認等システム）は、現在の保険証を廃止してよいほどの安定性や信頼がないために、国民・患者に対して説明をすることができなかったからかもしれない。

③トラブルや不一致は発生し続ける

思い起こせば、1年前の今頃は、政府と自治体や保険者などに「総点検」と称して、マイナンバーカードと保険証の加入情報の紐づけ作業を実施してしましました。この時の作業で紐づけ誤りが多数発見され修正されたようです。

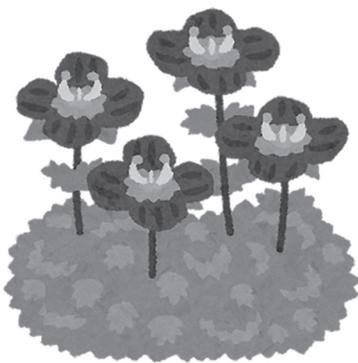
しかし、マイナンバーカードと保険証情報を人の手作業により結び付けるといふ肝心な作業の見直しはされていません。一定の確率でヒューマンエラーはこれからも発生し続けるものと見られます。

実際に埼玉県保険医協会が8月に開業医を対象に実施したアンケートでは、7割を超える医療機関において、今年5月以降にトラブルや不具合を経験していることが判りました。

トラブルや不具合の内容も、「氏名が正確に表記されない」「資格情報が無効」「負担割合に誤りがある」など昨年から指摘がされてきたものばかりです。このために開業医の98%が12月の保険証廃止には反対しています。

す。

※ 次号（月報10月号）ではさらに問題点を掘り下げる、①法律に根拠を持たない特例扱い多数は重大問題、②保険証廃止は「医療DX」の入口に過ぎない、③保険証の存続で混乱回避に。選択肢の確保も……と続きます。



学校給食費無償化の現段階と自治体の課題



給食無償化は、 与野党の共通課題に ～機は熟しつつある！

事務局長 渡辺繁博

学校給食の無償化が急務な広がりを見せている。給食無償化の課題は、全国的にどんな現状にあるのか？状況が大きく変化していることを正しく理解し、自治体と市民の運動の政策的課題を考えたい。

※全国的な動向については、参議院文教科学委員会調査室の山下慶洋氏が参議院事務局企画調整室発行の「立法と調査」誌に掲載した「学校給食費の無償化をめぐる主な動向」を参考にしている。

■ 昨年の一斉地方選における与野党の政策・提言は、「学校給食費の無償化」で一致

昨年（2023年）の統一地方選挙のマニフェスト等で

図表2 与野党の学校給食費の無償化をめぐる主な提言等

自由民主党	<ul style="list-style-type: none"> ・「理想の子ども数を持たない主要因は、経済的理由であり、経済的支援が重要である。」とし、就学後支援の一つとして、「小中学校の給食費の無償化」を挙げている（自由民主党「子ども・若者」輝く未来創造本部「次元の異なる少子化対策」への挑戦に向けて（論点整理）」（令5.3.27）） ・自由民主党の茂木幹事長は、小中学校の給食費の無償化は「国が主導して交付金で実現するのが望ましい」との考えを明らかにした（令5.5.13）¹⁶
公明党	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校給食に関して、食のセーフティネットなどの観点から、無償化をめざして実態を把握し、課題を整理することを提案した。」（公明党HP「子育てプラン」実現せよ」（令5.3.29））
立憲民主党	<ul style="list-style-type: none"> ・「給食費の無償化、教育費の軽減等、安心して学べる教育環境に取り組みます。」（「立憲ポトムアップビジョン2023」） ・立憲民主党HP「公立小中学校の学校給食無償化の実現に向け衆院に法案提出」（令5.3.29）
日本維新の会	<ul style="list-style-type: none"> ・「中学校給食の全員喫食と完全無償化の実現」（「統一地方選挙マニフェスト」） ・「2023年3月29日（水）【学校給食法の一部を改正する法律案】提出のお知らせ」（令5.3.29）
国民民主党	<ul style="list-style-type: none"> ・「義務教育における学校給食費（略）など、子育てに係る家庭負担を実質ゼロにします。」（国民民主党子ども・子育て・若者政策調査会「子ども・子育て政策と財源についての考え方」（令5.2.8））
日本共産党	<ul style="list-style-type: none"> ・「小中学校の給食費無償化は全国250自治体をこえ、加速度的に拡大しています。憲法は義務教育の無償化を定めており、今こそ国の責任での無償化に踏み出すべきです。自治体でもさらに無償・負担軽減をすすめます。」（日本共産党HP「統一地方選挙政策アピール 大軍拡ストップ 平和でも、暮らしでも、希望もてる政治を」（令5.2.2））
れいわ新選組	<ul style="list-style-type: none"> ・「国全体で子どもを育むという理念のもと、全ての自治体で18歳までの子ども医療費や、学校給食費、保育料、学費、小学校の放課後対策事業（学童）の費用をすべて無償化（5つの無償化）します。財源については、国に責任を持って保障させます。」「学校給食を無償化します。食育の観点から地元の食材や有機野菜などの利用を、防災の観点から自校式給食の提供を目指します」（「統一地方選挙2023 れいわ新選組マニフェスト」）
社会民主党	<ul style="list-style-type: none"> ・「小中学校の学校給食を完全実施するとともに無償化を実現し、すべての子どもの成育を支援します。地域の有機農産物生産者と連携し、学校給食に使う米や野菜などの食材を安全なものにかえていきます。食育や地産地消の取り組みを強めます。」（「社民党 統一自治体選挙2023政策集」）

（出所）各政党のHP等より作成

図表3 学校給食法の一部を改正する法律案要綱

一 経費の支弁及び負担

- 1 学校給食に要する経費は、義務教育諸学校の設置者の支弁とすること。
- 2 国は、義務教育諸学校の設置者が支弁する学校給食費のうち、学校給食費の額の標準となるべき額として政令で定める額を基礎として政令で定めるところにより算定した額に相当する額を負担するものとし、当該設置者に対し、国が負担する額を交付すること。
- 3 特別の事情があるときは、義務教育諸学校の設置者は、学校給食費の額から2の政令で定めるところにより算定した額を控除して得た額を限度として、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者に負担させることができること。

(新第11条関係)

二 経費の負担に関する特例

国立及び私立の義務教育諸学校における学校給食費は、当分の間、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とすること。この場合においては、一の2及び3は、適用しないこと。

(新第13条関係)

三 施行期日等

- 1 この法律は、令和6年4月1日から施行すること。
(附則第1条関係)
- 2 政府は、この法律の趣旨を踏まえ、国立及び私立の義務教育諸学校の学校給食費に関し、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するための方策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
(附則第5条関係)
- 3 その他所要の規定を整備すること。

(出所) 衆議院法制局HP¹⁹より抜粋

は、与野党問わずすべての党が「学校給食費の無償化」を掲げてきた。(与野党の政策・提言については図表2参照)

また、立憲民主党・無所属と日本維新の会は、「学校給食法の一部を改正する法律案」を昨年3月29日に共同で衆議院に提

出した。立憲民主党は、「給食は子供たちの成長や食育の観点から大切で、物価高の中、地域や学校で分断や格差が生まれる

のは望ましくなく、国として一律の取り組みが必要」、日本維新の会は「給食費の無償化は子育て支援や貧困対策として本来は国でやるべきもの」とその趣旨を発言している。法案については、衆院における閉会中審査となった。(※学校給食法の一部を改正する法律案については図表3参照)

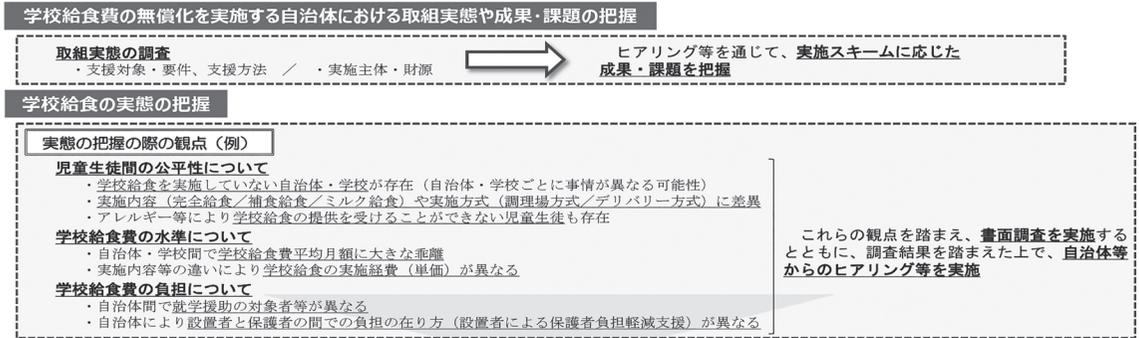
■ 政府の動向

政府は、学校給食における食料費高騰への対応として2022年4月に創設された「コロナ下における原油価格・物価高騰対応分」及び同年9月に追加された「電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の活用を自治体に促し、2023年4月には、文部科学省が学校給食費の保護者負担の軽減に向けた取り組みを進めるため、上記交付金の活用に関する事務連絡を突出している。こ

図表 4 学校給食費の無償化に向けた実態の把握と課題の整理

【実態の把握と課題の整理】

「たたき台」を踏まえ、今後、実態把握に向けて、こども家庭庁と連携しながら、まず、学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果・課題を調査するとともに、併せて、無償化の検討に当たって考慮すべき観点を踏まえつつ、学校給食の実態を調査する。



（出所）こども未来戦略会議（第3回）（令5.5.17）「文部科学大臣提出資料」より抜粋

うした下で2022年度には、全国的には、約3割にあたる451自治体が、埼玉県内自治体でも半数の自治体(30自治体)がこの交付金を活用して一時的な対応策としての学校給食費無償化を実施してきた。(※文科省も奨励した国の交付金を活用しての給食無償化をやったことなかつた自治体には、理由を問うておく必要)

岸田政権は、異次元の少子化対策に挑戦することを2023年1月の記者会見で表明、同年3月には、予算成立を受けて、「子ども・子育て政策の強化について（試案）」を取りまとめ、「学校給食費の無償化に向けて、給食実施率や保護者負担軽減策等の実態を把握しつつ、課題の整理を行う」とした。そして、同年5月、こども未来戦略会議に文部科学大臣提出資料として「学校給食費の無償化に向けた実態の把握と課題の整理」（図表4参照）が示されている。政

府は、同年6月13日にこの戦略会議の議論を踏まえ「子ども未来戦略方針」を閣議決定した。そして「学校給食費の無償化の実現に向けて、給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果・課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行い、1年以内にその結果を公表する。その上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討する」とした。

■各自治体の動向

埼玉県下の無償化実施状況は、2024年4月現在で坂戸市、所沢市、滑川町、小鹿野町、神川町、美里町、皆野町、毛呂山町、鳩山町、横瀬町、長瀨町、東秩父村の12市町村が自己財源で同年の無償化、越生町が一部財源に国の交付金を活用して実施、加須市が2024年9月まで実施となっている。(埼玉県保健体育課の調査)

東京都では、葛飾区、品川区、世田谷区、中央区、荒川区、足立区、板橋区、豊島区、杉並区などが無償化を実施し、東京都も国が無償化に踏み切るまでの間、無償化を実施する区市町村に費用の2分の1を補助、大阪府も無償化自治体への補助を開始している。

埼玉県は、2023年6月議会で「無償化の実施は、学校の設置者である市町村が自主的な判断をされたものにとらえている。学校給食の在り方は、国において抜本的に整理したうえで、国の責任において財源を含め具体的施策を示すべき」として県の補助は考えていないと答弁している。(埼玉新聞6月13日配信)

図表 1 小学校、中学校における学校給食実施状況（国公私立）（令3.5.1時点）

	全国総数	完全給食		補食給食		ミルク給食		計		
		実施数	%	実施数	%	実施数	%	実施数	%	
小学校	学校数	19,107	18,857	98.7	38	0.2	28	0.1	18,923	99.0
	児童数	6,223,394	6,165,176	99.1	4,620	0.1	4,567	0.1	6,174,363	99.2
中学校	学校数	9,955	8,867	89.1	26	0.3	214	2.1	9,107	91.5
	生徒数	3,231,091	2,838,825	87.9	4,526	0.1	76,728	2.4	2,920,079	90.4

(注)・完全給食は、パン又は米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。）、ミルク及びおかずを供する。

・補食給食は、完全給食以外の給食で、ミルク及びおかず等を供する。

・ミルク給食は、ミルクのみ供する。

(出所) 文部科学省「学校給食実施状況等調査-令和3年度結果の概要」(令5.1.27)等より作成

■学校給食費の規定と無償化との関係

学校給食法は、その経費の負担について「第11条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする、2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする。」と規定している。これまで日本国憲法第26条2項の「義務教育は、これを無償とする」という規定と学校給食法第11条との関係で政策的な対立が続いてきたが、第211国会（2023年度常会）における「学校給食法第11条における学校給食に関する経費負担の規定は、施設設備に要する経費や人件費等について学校設置者が負

担することなど、経費の負担区分の基本的な考え方を示したものであつて、保護者が負担する学校給食費を自治体等の判断により補助することを妨げるものではない」という文部科学省の答弁により歩み寄りがみられ、さらに岸田政権の異次元の少子化対策に「学校給食費無償化」の国における制度化が課題となつたことで憲法規定と「教育の一環としての給食の無償化」の理念上の整合性が図られる可能性が大きくなつたといえる。

■学校給食の実施状況と無償化の国制度化に向けた課題

2021年度の学校給食実施状況調査によると、学校給食実施小中学校は、小学校99・0%、中学校91・5%であり、特に中学校における完全給食実施率（生徒数ベース）は87・9%と小学校と比較して低くなつてい

る。（※図表1参照）

保護者が負担する学校給食費の平均月額額は、小学校4477円（平均月額が最も低い県は3920円、高い県は5090円）、中学校で5121円（最も低い県4452円、高い県5836円）となつている。埼玉県（2021年5月現在）では、平均月額額は小学校4186円（最低額3772円熊谷市、最高額4909円秩父市）、中学校4927円（最低額4400円加須市、最高額5863円秩父市）となつている。

また、経済的困窮者に対する支援として、生活保護の教育扶助（国が4分の3を負担）、陽保護者への就学援助（国が2分の1を負担）、準要保護者への就学援助（地方財政措置により各市町村が単独で実施）が行われている。国の制度化を進める場合、各自治体で給食の実施・運営方法、

年間日数、給食の内容、給食費でかなりの格差が存在し、中学校においては未実施自治体が1割程度あることなど、国の基準や負担額の設定などで検討課題も残されている。

また、財政状況によっては、無償化の実施によって給食の質が低下することも懸念されている。埼玉県県議会答弁に象徴される、自治体財政の厳しい状況から「国の制度化が検討されているので、それを待つて対応する」という国待ちの姿勢をとる自治体も多いのが実態であり、与野党、政府の学校給食費無償化を課題にすることの合意が広がっていることは確かであるが、その実施にはさらにいくつか乗り越える課題がある。

をやりくりしてでも先行して無償化の実施に踏み切ることである。公害防止や学童保育、眼内レンズの保険適用など、人権保障や福祉に関する制度は市町村が制度を作りそれが広がって都道府県の制度になり、国の制度になっていったものばかりである。軍事費のGDP比2%かを推進している国待ちの姿勢では、実現は遅くなるばかり。切実な無償化要求の現場である自治体が「住民の福祉の増進を図る」立場で財政をやりくりしてでも実施に踏み切ることが求められる。

第二に、国の制度化が、給食の質や、教育の一環としての給食という理念の後退につながらないようにすることが重要になる。国の制度化を実現することは、学校給食の質や量、教育の一環としての給食を実現するための運営体制などで全国的な基準の設定が必要であり、各自治体の状況が国の負担基準や運営

基準に直結する。国の制度化が民間委託やセンター化、食品の大量一括購入等の呼び水となつたら学校給食無償化の意味は失われる。国の制度化の早期実現を目指しながら、今現在の学校給食の質の改善、運営体制の改善、地域の農業や商業との連携などをあらためて進めることが重要である。第3に、各自治体

が、東京や大阪に続いて、「国が無償化に踏み切るまでの間……」という制限付きでも県の補助制度を実現することが重要である。それは自治体の無償化を励まし、国の制度化を一層強力に迫る力になるからである。

■最後に

まず、「学校給食費の無償化」は政府・与野党の共通した政策課題となつていることを確認したい。日本の希望ある未来のためには子ども・子育て政策の総合的拡充が不可欠という

共通認識の広がりには確信をもとう。

気候危機や戦争、国際的な紛争の激化などにより農産物の価格高騰や食糧危機が広がっている。食糧自給率の異常に低い国日本は、国民の命と暮らし、社会の存立にとって危機的な未来が予測されている。学校給食が、「日本人をパンと肉を食べる民族に変えていく。アメリカ農産物の巨大な輸入国にしている」というアメリカの食糧戦略として推進されたことが示すように、すべての国民が通過する9年間の義務教育期間における食育は日本の食文化と農林水産業の行方を左右する重大な「安全保障」課題である。そのことを再度確認したい。





24 人勸

政府・財界の目論むアップグレード?

公務員の給与・人事制度改編は

自治体の未来と担い手に重大事態

自治労連埼玉県本部 書記長 大場 崇弘

自治体職員は住民全体の奉仕者であると同時に、労働者としての権利も保障されなければならない。私たちは日々そう思っている仕事に、労働組合運動に向き合っています。しかし、民主的自治体づくりに給与面から（人事評価、昇格制度含め）阻害する動きが強まっています。2005年の「給与構造改革」、2014年の

「給与制度の総合的見直し」、などが、今年の人事院給与勧告では「給与制度のアップグレード」などと称した、職員を国策・首長・上司の意向目線にさせる動きが強まっています。このことを皆さんにも知っていただき「公務の担い手」をどう活かすべきかを考えていただきたいと思えます。

でも指摘しています。

公務員総人件費抑制は、2000年以降、新自由主義的な政策と相まって、国家ぐるみですすめられてきました。手法として「公務員は給与が高い」との意図的な世論操作が行われます。しかし、公務員給与は、人事院が50人以上規模の民間労働者の給与調査を行い、毎年、改定を行うので決して高いとは言えません。

若年層の場合、残業を除き手取り収入が20万円を上回るのは、入職から約10年程度：30代の初・中盤が一般的です。

国家公務員給与法、地方公務員法では、条文冒頭に「生計費原則」が挙げられているものの、人事院による不当な「標準生計

公務員給与・働き方をめぐる動向

●人事院の勧告制度とは

……「労働基本権制約の代償措置として、職員（公務員）に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有

するものであり、常勤の国家公務員の給与水準を常勤の民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本に勧告を行うもの（人事院HPより）」とされています。

しかし、公務員に労働基本権がないのの良いことに勧告制度は、給与・人事政策を抑制するばかりか日本全体の労働者の賃金水準を抑制する旗振り役を担ってきました。このことは、日本経団連のシンクタンク「21世紀政策研究所」さえ2022年に発表した「中間層復活に向けた経済財政運営の大転換」の中

■表一 人事院の費目別、世帯人員別標準生計費

(令和6年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	32,960	41,900	54,450	67,010	79,570
住居関係費	45,350	50,820	46,850	42,880	38,910
被服・履物費	5,970	5,580	8,510	11,450	14,390
雑費Ⅰ	24,220	33,210	50,890	68,590	86,280
雑費Ⅱ	10,610	19,130	24,040	28,960	33,870
計	119,110	150,640	184,740	218,890	253,020

費」(表一)の調査結果をもとに、賃金水準が抑えられていす。近年、民間の給与水準は一定上昇していますが、仕事の忙

しさ、生計費に見合わない賃金で、離職・転職の動きが加速しています。

「仕事が忙しい」要因は、総人件費抑制策の一環で行われてきた職員数の過剰な削減です。総務省が、「地方行革を強力に推進するため」として、2005年、自治体に「集中改革プラン」を押し付けて以降、職場では最低限の正規職員配置に抑制されました。一方で仕事は権限委譲や国策変更で増えるばかり。正規職員は長時間・過密労働を強いられ、比例するように非正規職員が増加。いまや、非正規職員、委託・指定管理労働者抜きでは、自治体の仕事は回らない状況になっています。

●給与制度に話を戻すと

……2005年の「給与構造改革」、2014年の「給与制度の総合的見直し」といった制度見直しが実施されました。そして、今年(2024年)「給与制度のアップデート(以下アップデートという)」と称する3度目の制度見直しが勧告されています。

この間2回の制度見直しは、①成績主義強化、②中央と地方の格差拡大、③世代間の給料水準調整(若年層を上げて中高年抑制)による賃金カーブのフラット化など、職場・職員・自治体間に分断を持ち込み、総人件費抑制を図るものでした。

今回のアップデートは、本省(霞ヶ関)など中央で働く一部エリートを厚遇するとともに、リボルビングドア(回転ドア)：官公庁と民間企業で人材が自由に行き来する仕組みをすすめるもので、公務員を「全体の奉仕者」から「一部の奉仕者」へと変質させるものです。そもそも人事院勧告は、国家公務員の給与を、内閣と国会に勧告する仕組みです。直接に地

方を拘束する制度ではありません。地方は、「生計費、国、他の自治体、民間、その他の事情」(地公法第24条第2項)を考慮して、労働組合(職員団体)との交渉で決めることがルールです。

アップデート勧告は、今後の国公職員のあり方(さらなる成績主義と民間からの採用、転職型任用)に関わる変更に大きく舵を切っており、アップデートをそのまま自治体に持ち込めば、職員間の分断はさらに拡がり、多くの矛盾が爆発するでしょう。そして地域発展、住民生活へ「負」の影響を及ぼしかねないと考えます。これらを踏まえ、アップデートの問題点をみていきます。

アップデートとは？ その問題点

アップデートにあたり、人事院は「多様で優秀な人材を確保し、意欲と志を高く持ち、磨いた能力を最大限に発揮」してもらいたい、「若年層の離職は

増加、一般職試験の申込者は減少、人材確保は依然として厳しい」「実務を担う中堅層も少ないうことで、公務員の質・量とも不足している」との問題意識

■ 地域手当支給率 %

市町村名	現行	24年 勧告	28年 最終
さいたま市	15	12	12
川越市	6	8	8
熊谷市	3	4	4
川口市	9	4	4
行田市	6	4	4
秩門市	0	4	4
所沢市	6	4	4
飯能市	6	4	4
加須市	6	4	4
本庄市	0	4	4
東松山市	12	8	8
春日部市	6	4	4
狭山市	12	4	8
羽生市	6	4	4
鴻巣市	6	4	4
深谷市	6	4	4
上尾市	6	8	8
草加市	6	4	4
越谷市	6	4	4
蕨市	13	4	12
戸田市	10	4	4
入間市	6	4	4
朝霞市	12	8	8
志木市	15	12	12
和光市	16	12	12
新座市	10	4	8
桶川市	10	4	8
久喜市	6	4	4
北本市	6	4	4
八潮市	6	4	4
富士見市	10	4	8
三郷市	6	4	4
蓮田市	6	4	4
坂戸市	10	8	8
幸手市	6	4	4
鶴ヶ島市	10	4	8
日高市	3	4	4
吉川市	6	4	4
ふじみ野市	12	4	8
白岡市	6	4	4

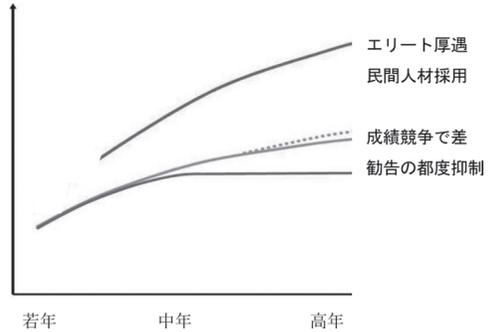
市町村名	現行	24年 勧告	28年 時点
伊奈町	6	4	4
三芳町	7	4	4
毛呂山町	3	4	4
越生町	0	4	4
滑川町	6	4	4
嵐山町	0	4	4
小川町	0	4	4
川島町	0	4	4
吉見町	0	4	4
鳩山町	6	4	4
ときがわ町	0	4	4
横瀬町	0	4	4
皆野町	0	4	4
長瀨町	0	4	4
小鹿野町	0	4	4
東秩父村	0	4	4
美里町	0	4	4
神川町	0	4	4
上里町	0	4	4
寄居町	0	4	4
宮代町	6	4	4
杉戸町	6	4	4
松伏町	6	4	4

注1：勧告には3年間の激変緩和措置(年1%)がある。
 注2：現行、川口、蕨、戸田、三芳は独自の支給率。注3：級地区分は現行の1つ下の区分までしか上がりません。
 注4：地域手当は「給料」に乗じる率。給料×○%が支給される賃金となる。(他手当あり)

9月10日、松本総務大臣は、支給率以上に地域手当を増額支給している自治体に対する特別交付税のペナルティ措置はやめることを表明しました。これも運動の成果ですが、総務省は地方交付税算定に際し、級地区分に相当する交付税に減額算定するので、結果、自治体ごとの財政力・裁量の占める割合が大きくなり、矛盾が一層拡大するでしょう。

採用後に23区と比べて16%も給与が低いことを知ればどうなるでしょう。近年、若手職員の離職・転

■ 昇給カーブを抑制するとは



を表明しています。
 問題意識の解決へ人事院は、①俸給(給料)表構造の見直し、②地域手当の大きくくり化、③諸手当の見直しという、給与制度全体に渡る見直しを行うとしています。このうち、埼玉で特に問題なのは、地域手当の大きくくり化と、来年度以降の給料表構造改編です。

● 地域手当大きくくり化？

10年ぶりとなる地域手当の支給率見直しは(民間給与の高い地域で給料に一定率を乗じて加算)、市町村で支給率が異なる(県内は0~16%加算。東京23区は20%)矛盾状況を地方から運動で、都道府県単位にさせました。これは運動の成果です。しかし埼玉全県としては、「大

くり化」で4%にくりられ(一部に8、12もある)、東京との支給格差がさらに広がる見直しに、大野知事も8月27日の会見で憤りをあらわにしています。
 自治労連埼玉県本部の試算では県内63市町村のうち、41団体で支給率引下げ、常勤職員84%が減額になります。そして激変緩和策も行われるので、表のとおり、隣り合う市町村の格差は温存されたままです。

職が目立ちますが、この動きがさらに加速しかねず、そのことが住民サービス・行政の質の低下につながることも想定できません。

加えて、地域手当の級地区分は、介護・医療保険報酬、保育所運営費・公定価格の算定基準にもなっており、公務労働者だけでなく、民間福祉事業を担う事業者・労働者にも影響することから、住民を含む埼玉全体の課題と言えます。

● 俸給表構造見直しとは

……国の俸給表は、①若年層の1、2級について大幅な引き上げをします。②そして2025年度からは、主任や係長から課長相当の3〜7級の低位号給(表の上の方)を4号〜16号分カットして、各級の最初の号給を引上げます。③課長級以上の8〜10級は職責重視の体系とし、エリート厚遇、民間からの人材を高給で迎えられる仕組みに変化させるとしています。俸給表の変化は、すでに10年前から見えない改悪が実は進ん

でいます。その手法は人事院勧告のたびに40歳以上が在籍する「級」の号俸(号給)の給料間額を縮小させ、毎年の定昇額が減少するよう調整されています。これには職員個々が気付くことは難しく、まさにステルス改悪です。結果、年々俸給表の上昇カーブが寝かされ、生涯賃金が抑制されています。

アップデートの表構造変化も、この間のステルス改悪も、2023年度から始まった定年延長制度とリンクしたもので

24人勸で懸念される

担い手への公正扱い

す。定年は65歳に延びても、一般職員の生涯賃金のパイは変えないどころか、むしろ抑制した人事院・総務省の狙いが透けて見えます。

一方で、今回の俸給表の見直しは、昇格で「厚遇保障」、昇格しないと「定昇停止が早まる」仕組みで、給料・生涯賃金アップが希望なら昇格するしかない。でも、ポストは限られる。一握りの枠をみんなで争う成績主義を露骨に強化したものと

● 年度職員

……24人勸では、1、2級の低位号給が約2万円引き上げられます。その低位号給部分の給料額は会計年度任用職員(以下「年度職員」という)の給料部分としても使われています。若年層の低賃金で働かすための仕掛けでした。

額に負の方向で手が入る可能性もあります。現状でも1年間の定期昇給を様々な理由で抑制しているのですから心配です。

● 再任用職員

……年度職員とは裏腹に再任用職員は、賃金改善が月額4千円にも満たない水準で、かつ、ポーンズ改定率が正規・年度職員の半分です。再任用職員の年収を年度職員が逆転するという可能性です。

再任用フルタイムは条例上の定数「内」…正規扱いにもかかわらずです。年度職員の改善は当然ですが、このような矛盾の解消も公正な賃金制度、モチベーション持続の課題としても重要です。

● 委託・指定管理労働者

……公務の担い手の外部化は拡大する一方です。委託・指定管理の積算の際に、自治体非正規職員の賃金水準が根拠にされる例が多々見られます。しかも、委託料、指定管理料を抑制する

ために、低賃金部分を引用して
います。

それでは今度の低賃金部分の
改善は委託・指定管理労働者に
反映されるのか。公契約適正化
の視点がなければ、たとえ外部
化された法人が改善を判断して
も実行は困難になってしまいま
す。

●24 人事院勧告の本質は

……勧告は、①低賃金で人気の
薄れた公務に若年層の応募をと
り戻すこと（それでも民間水準
を下回るが）、②一方で中高年
の生計費は考慮しない。③本府
省勤務等エリート国家公務員の

地域に寄与する

民主的自治体づくり

24人勧への対抗軸は、第1
に、労働組合役員が、給与・人
事政策への理解を深め、職員に
拡げて仲間をどう増やかが課題
です。

同時に、自公政権・財界の思

ための給与改定・制度見直しで
あり、地方の出先機関、現場職
員のことは考えていないことが
あからさまです。

これを「人勧準拠」と無批判
に地方に導入すれば、職場に矛
盾と混乱が拡がり、自治体当局
も地域住民も苦しむことになる
でしょう。特にアップデイトは、
職員にとつて、成績主義強化
で、住民目線から上司・首長目
線の仕事の仕方への変質をもた
らし、コミュニケーション業務
は後退。こぼれ落ちる多くの職
員は、当然、制度矛盾への不満
が鬱積し、やる気喪失、将来生
活への不安、派生する離職・転
職者の増加が懸念されます。

惑による3度目の改編でもあ
り、土俵に後はありません。

コトは地方自治のあり方、公
共の担い手がどうなるかの問題
です。第2に、議会、地域団体、
住民が民主的自治体をめざして

給与・職員制度をどう構想し、
どう実現を展望するかは課題で
もあります。

自治労連は、住民の生活を守
る「全体の奉仕者」として、ふ
さわしい職員の賃金・労働条件
を追求する運動をすすめていま
す。その上で、労働組合として、
①組合員・職員の生活を守り、
改善すること。②安心して働き
続けたいと思える職場のチーム
ワークの構築、③直面している
職員の転職・流出問題、人材確
保の困難性への対応を通じて、
地方自治の本旨、全体の奉仕者
としての立場、自治体職場、地
域住民を守るとりくみをすすめ
ます。

人事院が示す方向は、私たち
の願いに背を向けるものです。
「わがまち（地方自治・職場・
職員・住民）を守る」私たちの
大義こそ、地域にも住民にも必
要ではないでしょうか。

読者のみなさんには自治体職
員の実態に関心を寄せていただ
き、地域の自治労連組合への支
援もお願いします。

編集後記

今号3論文は力作。マイ
ナ保険証は19日開催の第3
回理事会でも話題に。マイ
ナ保険証利用がやっと1割
超のもとで「私の保険証
は？」の不安解消が行政の
役割のはず。怠っている実
態の指摘に加え、記事の内
容を拡げたい。▼理事会で
は子ども政策の大転換、さ
いたま市の「子ども居場所
事業」「義務教育学校問題」
や「春日部学童指定管理3
分割」も話題に。どちらも
こどもの権利保障に逆行で
あり、住民の力に変えるし
かない。ただし、学校給食
は今が突破のチャンス！が
第2論文。▼こうした行政
課題に、担い手・職員はど
うしているか？ あまりの
消極性・無関心を指弾する
声もあった。背景に第3論
文のとおり給与・人事政策
の改編・強制で「全体の奉
仕者性」が奪われている。
住民と職員をつなぐ研究所
の役割に期待が。